

## 旅 費 内 規

制定 昭和42年 6月  
改正 昭和44年 4月  
改正 昭和48年 5月  
改正 昭和50年 3月  
改正 昭和52年 3月  
改正 昭和53年12月  
改正 昭和60年12月  
改正 平成 9年（1997）6月

- 1 . この内規は、学会業務のために出張する役員、支部長、委員会委員、依頼講演者および職員に適用する。
- 2 . 旅費を支給する出張は、次の各項のいずれかに該当するものとする。
  - (1) 役員会、委員会に出席を求められた役員、委員。
  - (2) 役員、支部長、依頼講演者、委員および職員にあって、総務理事が必要と認めたもの。
  - (3) その他、理事会が特に必要であると認めたもの。
- 3 . 出張者は出張届を総務理事に提出する。
- 4 . 旅費は、交通費、日当および宿泊料の3種とする。
- 5 . 交通費とはJRの最寄りの駅間の運賃、学会までは東京駅までの運賃とする。
- 6 . 役員、委員および依頼講演者の旅費は、付表第1により算出する。  
ただし、総務理事において出張の特別事情を認めて、航空機の使用、乗車等級の変更あるいは、宿泊料の増額を承認したときはそれに基づいて算出する。
- 7 . 部会および研究専門委員会における委員および依頼講演者の旅費は、当該委員長においてその配当予算内で運用をはかるものとする。
- 8 . 職員は事務局長の指示により出張する。  
職員の旅費は国家公務員等の規定により算出する。
- 9 . 出張者が学会以外から旅費の支給を受けたときは、又、企業より派遣された役員、支部長、各種委員には原則として旅費を支給しない。

- 10 . 距離 50 km未満の場合の交通費は支給しない。
  - 11 . 各種委員会の出席の場合：同じ委員会の出席に関して3回まで支給する。但し委員長、副委員長はこの限りでない
  - 12 . 会議が連日続く場合の旅費は初日の往復に相当する1回分までを支給する。
  - 13 . 交通機関の運賃改正が行われた時、旅費は左記に準じて改訂される。
- 付 則
- 1 . この内規は平成9年6月18日より施行する。

付表第 1

役員，委員，依頼講演者

区分	急行料金	日当	宿泊料 (300km以上)
	100km以上		
会長・副会長	普通急行 特別急行	1,500円	7,000円
理事・支部長	〃	〃	〃
委員	〃	〃	〃
依頼講演者	〃	〃	〃

(注記)

- 1 . 100km未満の出張には，特急、急行料金は支給しない。
- 2 . 出張先が新幹線を利用できるところは，新幹線の料金を支払っても良い。  
用向が19時を過ぎ，かつ300km以上の場合、または理事会が認めた場合は宿泊料を追加できる。
- 3 . 東京 - 九州，東京 - 北海道等これに準ずる長距離出張は航空機の運賃（正規料金の90%）を支給する。
- 4 . 50km以上100km未満の場合は，交通費および日当1,000円を支給する。